

令和7年度 政務活動費 収支報告書

総社市議会議員

三宅 啓介

1 収入

政務活動費

420,000 円

利子

478 円

2 支出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	0	
研 修 費	4,000	第7回 岡山政策・法講座 研修
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	11,123	コピー用紙,プリンタ,プリンタインク購入費(按分率 1/2)
資 料 購 入 費	33,292	全国農業新聞, 書籍「地方議会人」ほか購入費
人 件 費	0	
事 務 所 費	0	
合 計	48,415	

3 残 額

372,063 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

議員氏名 三宅 啓 介

支出年月日	令和 7年 4月 25日 (～ 令和 年 月 日)
金 額	3, 5 2 8 円
使 途 項 目 (該当を○で囲む)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

(領収書等貼付欄)

領収書等を貼付する場合は、記載事項が重ならない。
領収書等を複数添付する場合もそれぞれの領収書等
重なる場合は、別紙A4用紙等に貼付し本紙とホッチキスで留める。

通帳の写しを貼付する場合は、口座番号・日付・金額
を引いてください。



領収証
三宅 啓 介 様

株式会社 マーコ
〒106-9010 東京都港区赤坂1-10-1
03-666-9010
FAX 03-666-9015
E-MAIL info@marco.co.jp
営業時間 10:00～18:00 (土・日・祝日を除く)

21 用紙 A4 20174937 単価 398
796
21 キヤノン 純正インク BC- 20739034 ¥3,280
21 キヤノン 純正インク BC- 20739058 ¥2,980

合計 ¥7,056
10%対象お買上額 ¥7,056
(10%消費税率) ¥641
現金 ¥7,056
お預り ¥7,100
お釣り ¥44
レシート売上
*マーコは広告商品です

(使途等)
PCプリンタインク、コピー用紙 購入費

(按分率及び按分理由等記入欄)
※按分した場合に記入

7, 0 5 6 円 × 1 / 2 = 3, 5 2 8 円 .

領収書等貼付用紙

議員氏名 三宅 啓 介

支出年月日	令和 7 年 7 月 17 日 (～ 令和 年 月 日)
金 額	11,472 円
使 途 項 目 (該当を○で囲む)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

(領収書等貼付欄)

領収書等を貼付する場合は、記載事項:
領収書等を複数添付する場合もそれぞ:
重なる場合は、別紙A4用紙等に貼付し

通帳の写しを貼付する場合は、口座番号
を引いてください。

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取扱番号
07-07-17		
取扱店		
払込口座		
払込金額	*11,472	料金 *0
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)		
日付	振込先	金額
07/07/17	株式会社 中央文化社	¥11,472
振込人	三宅 啓 介	様
入金額	*12,000	
おつり	*528	
ゆうちょデビット 新規ご入会 & ご利用で現金500円プレゼント!		

印紙税申告納
付につき越町
税務署承認済

(使途等)

月刊誌『地方議会人』 令和7年度 (R7.4月～R8.3月) 購読代金

(按分率及び按分理由等記入欄)

※按分した場合に記入

請求書

No. [redacted]

令和 7 年 7 月 / 日

三宅 啓介 様

下記の通り御請求申し上げます

¥11,472 (税込)

株式会社 中央文化福祉会
代表取締役
東京都千代田区一番町25番地
全国町村議員会館
電話 03 (3264) 2457 総務課
03 (3264) 2520 編集室
FAX 03 (3264) 2867
登録番号 T7010001022762
郵便振替
取引銀行
口座名

品名	数量	単価	金額
『地方議会人』購読料 令和7年4月～令和8年3月	12	956	11,472
(消費税・送料込)			
(内訳) 10%対象額 (税込) 11,472			
10%消費税額 1,043			
備考			合計 ¥11,472

※ご購入中止のご連絡がない場合、従来どおりご送付させていただいておりますので、中止の場合は必ずご連絡くださいますよう、お願いいたします。

領収書等貼付用紙

議員氏名 三宅 啓 介

支出年月日	令和 7 年 10 月 3 日 (～ 令和 年 月 日)						
金 額	4,950 円。						
使 途 項 目 (該当を○で囲む)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費						
(領収書等貼付欄)							
領収書等を貼付する場合は、記載事項が重ならないよう領収書等を複数添付する場合もそれぞれの領収書が重なる場合は、別紙A4用紙等に貼付し本紙とホツ EDON 領収書兼お買上明細 三宅 啓 介 様 ■エディオンカード会員さま■ 商品の購入履歴・保証内容は【エディオンネットショップ】または【エディオンアプリ】のマイページでご確認できます。 下線 発行日 2025年10月03日(金) 16:40 店: 00138 総社店 登録番号: T3240001041231 電話 0866-93-6262 レジ担当者: 販売担当者: No. 取引種別: 持帰 プリンタ エプソン EW-056A 4988617500167 1 ¥9,900 合計金額 ¥9,900 (10%対象 ¥9,900) (10%対象消費税 ¥900) <tr><td>(使途等)</td><td>現金領収額 ¥9,900</td></tr> <tr><td>PCプリンタ購入費</td><td>お預り ¥10,000 お釣り ¥100</td></tr> <tr><td colspan="2">(按分率及び按分理由等記入欄) ※按分した場合に記入 9,900円 × 1/2 = 4,950円</td></tr>		(使途等)	現金領収額 ¥9,900	PCプリンタ購入費	お預り ¥10,000 お釣り ¥100	(按分率及び按分理由等記入欄) ※按分した場合に記入 9,900円 × 1/2 = 4,950円	
(使途等)	現金領収額 ¥9,900						
PCプリンタ購入費	お預り ¥10,000 お釣り ¥100						
(按分率及び按分理由等記入欄) ※按分した場合に記入 9,900円 × 1/2 = 4,950円							

領 収 書 等 貼 付 用 紙

議員氏名 三宅 啓 介

支出年月日	令和 7 年 1 1 月 3 0 日 (~ 令和 年 月 日)
金 額	1, 9 1 4 円。
使 途 項 目 (該当を○で囲む)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

(領収書等貼付欄)



三宅 啓 介

領収証

2025年11月30日(日)16:12 ①0001

016 キヤノン 純正インク

現金 ¥5,000
お釣り ¥1,172
お買上点数 1点

合計 ¥3,828
税合計 ¥348
(内10%対象額 ¥3,828)
(内10%税額 ¥348)

*印は軽減税率(8%)適用商品です
◆印は免税事業者の委託商品です
★印:セルフサービス課税対象商品。
DCMアプリでお買い物を便利に!
マイボ会員募集中!

領収書等を貼付する場合は、記載事項が重複する場合は、別紙A4用紙等に貼付し本紙に貼付してください。

通帳の写しを貼付する場合は、口座番号・日付を引いてください。

裏面に下線

(使途等) PCプリンタインク購入費	①No. 店No024026
-----------------------	----------------

(按分率及び按分理由等記入欄)
※按分した場合に記入

3, 8 2 8 円 × 1 / 2 = 1, 9 1 4 円

領 収 書 等 貼 付 用 紙

議員氏名 三 宅 啓 介

支出年月日	令和 7 年 1 2 月 1 5 日 (～ 令和 年 月 日)
金 額	1 1 , 0 0 0 円
使 途 項 目 (該当を○で囲む)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
(領収書等貼付欄)	
領収書等を貼付する場合は、記載事項が重ならないように注意してください。 領収書等を複数添付する場合もそれぞれの領収書等が重ならないよう注意してください。 重なる場合は、別紙A4用紙等に貼付し本紙とホッチキス留めするなどし提出してください。 通帳の写しを貼付する場合は、口座番号・日付・金額が分かるように貼付し、該当の記帳欄に下線を引いてください。	
(使途等) 専門紙・新聞購読料 (日本教育新聞 令和 7 年 1 2 月～令和 8 年 3 月分)	
(按分率及び按分理由等記入欄) ※按分した場合に記入	

領 収 証

三宅 啓介 様
(コード: )

金 額 : ¥11,000-

【 10%対象 ¥10,000- 消費税 ¥1,000- 】

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間(年月) : 2025年12月 ~ 2026年3月

支払方法 : コンビニエンスストア払い

領収日 : 2025/12/15

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社
東京都港区白金台3-2-10
TEL 03-3280-7025
登録番号 T3010401056182

印 収
紙 入

扱
者
印

領収書等貼付用紙

議員氏名 三宅 啓 介

支出年月日	令和 7年 12月 15日 (～ 令和 年 月 日)
金 額	731 円・
使 途 項 目 (該当を○で囲む)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
(領収書等貼付欄)	
EDON 領収書兼お買上明細 三宅 啓 介 様 ■エディオンカード会員さま■ 商品の購入履歴・保証内容は 【エディオンネットショップ】 または【エディオンアプリ】の マイページでご確認できます。 発行日 2025年12月15日(月) 14:15 店: 00138 総社店 登録番号: T3240001041231 電話 0866-93-6262 レジ担当者: 販売担当者: No. 取引種別: 持帰 プリンタ消耗品 プレジール PLE-EMED-B 4589846745116 1 ¥1,463 (値引きクーポン利用 ¥77) クーポン ご利用 おケータイ決済バーコード 2800050479195 1 合計金額 ¥1,463・ (10%対象 ¥1,463) (10%対象消費税 ¥133) 現金領収額 ¥1,463 お預り ¥2,000 お釣り ¥537	
(使途等) PCプリンタインク購入費	
(按分率及び按分理由等記入欄) ※按分した場合に記入 1,463円 × 1/2 = 731.5円 ≒ 731円	

領収書等貼付用紙

議員氏名 三宅啓介

支出年月日	令和 8 年 1 月 22 日 (～ 令和 年 月 日)
金 額	8,400 円
使 途 項 目 (該当を○で囲む)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> 人件費 事務所費
(領収書等貼付欄)	
領収書等を貼付する場合は、記載事項が重ならないように注意してください。 領収書等を複数添付する場合もそれぞれの領収書等が重ならないよう注意してください。 重なる場合は、別紙A4用紙等に貼付し本紙とホッチキス留めするなどし提出してください。 通帳の写しを貼付する場合は、口座番号・日付・金額が分かるように貼付し、該当の記帳欄に下線を引いてください。	
(使途等) 専門紙・新聞購読料 (全国農業新聞 令和7年4月～令和8年3月分)	
(按分率及び按分理由等記入欄) ※按分した場合に記入	

〒719-1125
総社市井手381-3

2026年1月22日

三宅 啓介 様

領収書

〒703-8282
岡山市中区平井7-9-23
TEL 086-234-1093
一般社団法人 岡山県農業会議
会長 
登録者番号：T2260005010066

三宅 啓介 様

全国農業新聞購読料を下記の通り領収いたしました。

領収金額合計 ￥ 8,400

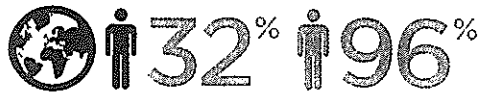
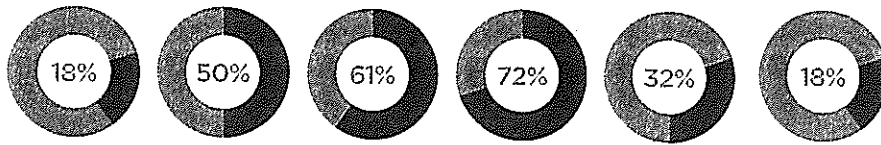
期間	単価 (円)	部数	金額 (円)
2025年 4月	¥ 700	1	¥ 700
5月	¥ 700	1	¥ 700
6月	¥ 700	1	¥ 700
7月	¥ 700	1	¥ 700
8月	¥ 700	1	¥ 700
9月	¥ 700	1	¥ 700
10月	¥ 700	1	¥ 700
11月	¥ 700	1	¥ 700
12月	¥ 700	1	¥ 700
2026年 1月	¥ 700	1	¥ 700
2月	¥ 700	1	¥ 700
3月	¥ 700	1	¥ 700
領収額 (10%対象)			¥ 8,400
内消費税額			¥ 763

この領収書はインボイス制度の媒介者交付特例に基づき発行しています

領収書等貼付用紙

議員氏名 三宅啓介

支出年月日	令和 8 年 2 月 12 日 (～ 令和 年 月 日)
金 額	2, 420 円
使 途 項 目 (該当を○で囲む)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
(領収書等貼付欄)	
領収書等を貼付する場合は、記載事項が重ならないように注意して、 領収書等を複数添付する場合もそれぞれの領収書等が重ならないよう 重なる場合は、別紙A4用紙等に貼付し本紙とホッチキス留めするな 領収書の写しを貼付する場合は、口座番号・日付・金額が分かるように を引いてください。	
有限会社 荒木尚文館 登録番号：T8260002023453 毎度お買上ありがとうございます 店No: レジNo:0001 2026年02月12日(木) 14時41分 領収証 三宅啓介 様 合計 ￥2,420* (税率10%対象 2,420) (税率 8%対象 0) (内消費税等10% 220) (内消費税等 8% 0) (非課税対象 0) 但し 書籍代 として 売上レシートNo. [REDACTED] 上記正に 領収いたしました 印紙 荒木書店 岡山県総社市総社中央3-2-114 0866-93-0061	
(使途等) 書籍 『新データで読む 地域再生3.0』購入費	
(按分率及び按分理由等記入欄) ※按分した場合に記入	
<保管上のお願> 内側に折って保管して下さい レシートNo. [REDACTED] 扱:003 [REDACTED]	



Lorem ipsum dolor sit amet, consectetur adipiscing elit, sed do eiusmod tempor incididunt ut labore et dolore magna aliqua. Ut enim ad minim veniam, quis nostrud exercitation ullamco laboris nisi ut aliquip ex ea commodo consequat. Duis aute irure dolor in reprehenderit in voluptate velit esse



8,102

データで読む 地域再生



3.0

あの
「県・市町村」は
いかに危機を
脱したか



Lorem ipsum dolor sit amet, consectetur adipiscing elit, sed do eiusmod tempor incididunt ut labore et dolore magna aliqua. Ut enim ad minim veniam, quis nostrud exercitation



Lorem ipsum dolor sit amet, consectetur adipiscing elit, sed do eiusmod tempor incididunt ut labore et dolore magna aliqua. Ut enim ad minim veniam, quis

領 収 書 等 貼 付 用 紙

議員氏名 三 宅 啓 介

支出年月日	令和 8 年 2 月 1 6 日 (~ 令和 年 月 日)
金 額	4, 0 0 0 円
使 途 項 目 (該当を○で囲む)	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
(領収書等貼付欄)	
領収書等を貼付する場合は、記載事項が重ならないように注意してください。 領収書等を複数添付する場合もそれぞれの領収書等が重ならないよう注意してください。 重なる場合は、別紙A4用紙等に貼付し本紙とホッチキス留めするなどし提出してください。 通帳の写しを貼付する場合は、口座番号・日付・金額が分かるように貼付し、該当の記帳欄に下線を引いてください。	
(使途等) 第 7 回 岡山政策・法講座 受講料	
(按分率及び按分理由等記入欄) ※按分した場合に記入	

領收書

様

領収書No.

領収日 2026年2月16日

行政書士 京町雄悟

登録番号 T7810543894081

定により非課税

No.	摘要	数量	単価	金額
1	第7回岡山 政策法講座 参加費 (2月18日分)			¥3,637
		小計	¥3,637	
		消費税(10%)	¥363	
		合計	¥4,000	

備考	
----	--

様式第6号

令和5年3月6日

総社市議会議長 様

議員名 三宅 啓

政務活動費を使用した研修，先進地視察報告書

政務活動費を使用して，次のとおり研修・視察を行いましたので報告します。

1 日 時
自 令和5年2月18日 (水)
至 令和5年 月 日 ()

2 場 所 別紙報告書に記載

3 用 件

4 概 要

5 備 考

当日資料添付 (4枚)

第7回 岡山 政策・基礎法学講座 ～「法律」「政治」「公共政策」の接点～

1. 研修日

令和8年2月18日（水） 14:00～ WEB形式で

2. 研修目的

【目的】議員活動の基本である、憲法や法律について研修を受けるものである。京町氏（行政書士）による講座は定期的に行われており、参加者は多業種にわたる。研修内容では政治に関わる憲法・法律解釈や考え方と社会事例・課題を交えた研修であり、総社市での課題とも重なる部分での考え方や法規定などを学ぶため参加したものである。

3. 参加者

講師：京町雄悟（行政書士）

三宅啓介、根木一（早島町議会議員）、前原和樹（保険業勤務）

計：4名

【法律・政治・公共政策について】

「SNS上の誹謗中傷にどう対応するか」「消費者被害が多発したら？法律の制定だけでなく、消費者教育も必要か？」といったテーマについては、規制や法律だけでは、消費者被害やSNS上の誹謗中傷、いじめなどの社会問題を十分に解決することは難しいとの話があった。裁判は被害発生後の責任追及や損害賠償などの法的救済には有効だが、予防や環境改善、地域ごとの事情に応じた対応には限界があるとの課題がある。

例えばSNSの誹謗中傷は、表現の自由が保障されているため一律の規制が難しく、加害者の特定やプラットフォームへの情報開示などの実務面でも課題が多い。また、いじめについても状況や内容はそれぞれで違い、法律で全国一律に対応するだけでは現場の実情に合わないことが多いとのことであった。

そのため、法律と並行して、いじめ教育や情報リテラシー、地域に応じた政策などの公共政策が重要となる。特に幼少期からのモラル教育やデジタル教育、相談体制や支援制度の整備など、社会全体で予防的に取り組むことが必要である。

【 法律・政治・公共政策について 】

日本国憲法では、日本国憲法第 13 条に基づき「個人の尊重」と「幸福追求権」が最も重要な価値とされ、そのうえで、思想・良心の自由(19 条)や表現の自由(21 条)などの精神的自由権が保障されており、SNS 上の誹謗中傷やフェイクニュースの問題も、この表現の自由との関係で議論される。

しかし、表現の自由は絶対ではなく、「公共の福祉」による制約があり、他人の権利侵害や社会的混乱を防ぐ必要がある。ただし「不安をあおる表現」などの規制は定義が曖昧になりやすく、刑罰を伴う場合は明確性が必要であり、憲法 31 条『何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない』の適正手続との関係でも慎重な判断が求められる。このため、一律の規制は難しく、個別事例で判断する必要がある。

また、平等原則(14 条)や家族・婚姻制度(24 条)をめぐり、同性婚や選択的夫婦別姓などの議論がある。これらは法の下での平等や個人の尊重との関係が問題となるが、立法技術や家族観の違いなど政治的判断も大きく影響する。

【 所 感 】

行政書士である京町氏による社会課題と法律などの解釈での対応・対策など、非常に身近なトラブルや政策などの話であった。一方、参加者による対話やそれぞれの考えを述べる時間もあり、少数参加者ではあったが議論も交え非常に有意義な会であった。

特に、近年増加している、SNSトラブルは前世代において、非常に身近な社会課題であるだけに、法律の視点だけでなく、政策として各自治体が力を入れるべきものであると再認識した。

憲法解釈については、国の政治の様相が、年明け後に一気に変わり、憲法改正の動きも現実となる中で、この点についても関心を寄せるテーマであった。表現の自由などの、条文をどう解釈し駆使しながら、社会課題に対応していくかも、引き続き興味がある課題である。

第7回岡山 政策・法講座レジュメ

【「法律」「政治」「公共政策」の接点】

1

(1)Q：政治と法律は密接に関わっていると世間的には言われることがある。果たしてそれは本当だろうか？また本当なら具体的にどういうところだろうか？

(考察1) 日本の法学部は政治学科と法律学科を併設している大学が多い。そこからそのイメージが定着しているのか？

- ・明治時代→ドイツから大学制を輸入→どちらも“国家”を扱う→日本の大学も併設した経緯
- ・今→ドイツの大学は政治学を“社会学”や“哲学”に入れている例が多い
- ・最近(2000年前後から)の日本の大学は法学部とは別に“公共政策学部”的な名前の学部が増えている

(2)政治とは？：明確な定義がなさそう。また、「政治」の定義は国や時代、学派によって異なっていた。が共通しているのは、社会における「権力」「支配」「意思決定」をめぐる活動である、という点。政治学では、「どの定義を採るか」自体が、すでに政治観の表明とも言える。

(参考) 日本でポピュラーな定義：社会における価値の配分をめぐる利害の対立を調整し、社会秩序を維持するための過程である。

(3)公共政策とは？：公共的問題を解決するための、解決の方向性と具体的手段。
ポイント：公共政策は解決ではなく“方向性”であるということ。

(4)まとめ

政治：「誰が決めるか」「どう決めるか」＝意思決定の「過程」や「力関係」が中心。

公共政策：「何を決めるか」「どう実施するか」＝意思決定の「内容」や「成果」が中心。

法律：前2者を前提に国会が決めたルール

○ 前原
○ 根下

2 法と「政治」「公共政策」の接点の具体例

(1)具体例

① 法 × 公共政策

テーマ：「法律(学)と政治的政策の接点はどこか？」

発展質問：「なぜ社会問題を解決するのに法律だけではなく、政策も論ずる必要があるのか？」

② 憲法 × 公共政策

テーマ：「表現の自由はどこまで保障されるべきか？」

発展質問：「SNS上の誹謗中傷にどう対応する？ 法律で規制？ 政策で教育？」

③ 民法 × 公共政策

テーマ：「契約は守らなければならない」（民法の原則の一つ）

発展質問：「消費者被害が多発したら？ 法律の制定だけでなく、消費者教育も必要？」

④ 司法（裁判所） × 公共政策

テーマ：「裁判で救えない問題は誰がどう解決する？」

発展質問：「いじめ問題や地域の過疎化など、法律だけでは足りないとき、政策がどう役立つ？」

(2) 上記④をピックアップ

Q：例えば、いじめ問題に法律だけでは足りないとき、政策がどう役立つだろうか？

法的視点：いじめ問題は民法の不法行為（709条等）として加害者等を提訴できる。

しかし、ここに「裁判の限界」と「公共政策の役割」が浮かび上がりそうです。

①裁判でできること（法的救済）

加害者や保護者、市や県（学校）に対し、損害賠償請求や謝罪を求められる。

加害行為の責任を明確化できる。メモ：正確には「謝罪」は法的には求められない。

②裁判の限界

事後的救済にとどまる（被害が起きた後でしか動けない）。

個別の事件を扱うため、社会全体のいじめ防止には直接つながらない。

学校現場の環境改善や、未然防止には弱い。

③公共政策の役割

ここで政策が重要になります。

- ・ 予防的施策（よぼうてきしさく）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置する。

学校にいじめ防止対策基本方針を義務づける（いじめ防止対策推進法）。

- ・ 相談・通報体制

24 時間いじめ相談ダイヤル、SNS 相談。

- ・ 教育的アプローチ

いじめ防止教育、道徳教育、ピアサポート（「子どもたちが子どもたちを支える仕組み」）の導入。

- ・ システム改善

教育委員会による第三者調査機関の設置。

④まとめ

裁判（法の適用） → 裁判所が個別の被害を救済する（事後対応）。

メモ：法が事前対応に役だっている面もあり。

政策 → 社会全体の予防と仕組みづくり（事前対応）。

両者が補完しあって、初めて問題が解決に近づくとも言える。

基礎法学勉強会レジュメ

【憲法】

(1)基本的人権の全体構造とカテゴリー

1 個人の尊重と幸福追求権（13条）＝これが人権として最高価値

2 自由権＝国家からの自由

- ・精神的自由権（19条等）
- ・経済的自由権（22、29条）
- ・人身の自由（31条等）

3 平等権 ・法の下での平等（14条） ・貴族制度の禁止（14条2項） ・両性の本質的平等（24条）

4 社会権＝国家からの受益

- ・生存権（25条）
- ・教育を受ける権利（26条）
- ・労働基本権（27、28条）

5 参政権＝国民が政治に参加する ・選挙権（15条等）

6 請求権 ・裁判を受ける権利（32条）等

7 新しい人権（規定がない） ・環境権 ・プライバシー権 等

8 よく出てくる「公共の福祉」（13条等）の理解

(2)個々の人権を具体例を通して深く理解していこう

（事例1）今日は、精神的自由権の一つである表現の自由（21条）をピックアップ！！

（事例）ある地方自治体で、「不安をあおる表現は控えるべきだ」として、駅前でのビラ配布を条例で禁止しようとしている。

（議論用問い）①表現の自由をどこまで保障すべきだろうか？

②なぜ、当該自治体はこういう条例を制定しようとしているのでしょうか？

③仮にこの条例ができたなら誰と誰のどの人権に関わって来ますか？

④では、「不安をあおる」とは誰が決めるのですか？

(事例2) 人身の自由(31～40条)をピックアップ

(事例) 行政機関(内閣及び警察庁・法務省・厚労省)が重大事件防止のため、「危険性が高い」と判断された人を、裁判所の判断なしで一時的に隔離できる制度を国会に提案した。

(議論用問い) ①国家による人身の拘束はどのような場合に認められるか？

②判断するのは誰か？

③一時的なら許されるだろうか？

④隔離が「間違えだった」となった場合、どうするか？

(3)試しに、試験問題を解いてみよう ○か、×か？

問1 民主主義を否定するような危険思想として、国民の多数によって否定されている思想であっても、19条の思想及び良心の自由の保障を受ける。

問2 刑事被告人は、自己に不利益な供述を強要されないが、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合でも、有罪とされたり、刑罰を科せられることがある。